

非婚(未婚)のひとり親への税控除は、39年前、日本共産党の箕輪幸代衆院議員(当時)が国会で初めて取り上げ、ようやく実現に至りました。

清水ただしの国会論戦③

ひとり親控除の創設と寡婦控除

2020年2月21日、2月28日 衆院財務金融委員会 清水忠史

寡婦(夫)控除とは、配偶者と死別又は離別したひとり親等に対し、子どもや扶養親族の有無、所得金額等の条件を満たせば一定額の所得控除が受けられる制度です。しかし、非婚(未婚)のひとり親には適用されず「ひとり親になった経緯を問わず平等にすべき」と声が高まりました。

2020年税制改正では、寡婦(夫)控除から子を扶養とするケースが除かれ、すべてのひとり親を対象とする「ひとり親控除」が創設されました。新たに11万人が控除の対象になります。一方で所得が少ないために4万から5万人が適用外です。

清水議員は、「非婚、離婚、死別を区別しないひとり親控除が創設されたことは前進です。しかし、寡婦控除については、男性や非婚の女性に適用されないケースが残存することとなり、全面的な解決が求められている。」と指摘しました。

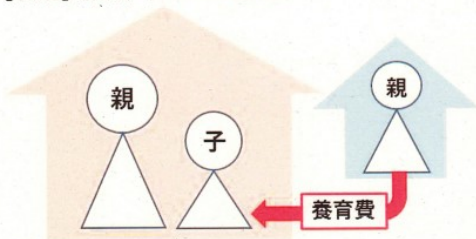
《ひとり親控除と寡婦控除の適用事例》

清水議員の国会質疑で、

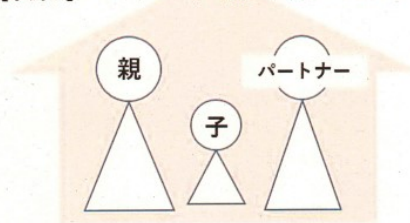
「養育費を払っている別居親」や「パートナーシップ制度利用者」等にも適用できることを財務省に認めさせました。

ひとり親控除 (35万円) の対象になるケース

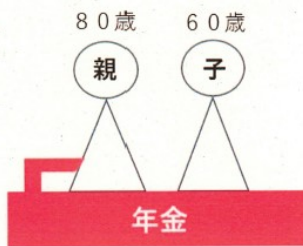
【事例1】 養育費を払っている別居親



【事例2】 パートナーシップ制度・住民票に記載のない事実婚



【事例3】 80歳のひとり親と60歳の同一生計の子

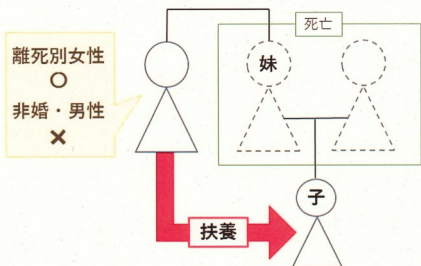


*すべて子の合計所得は48万以下

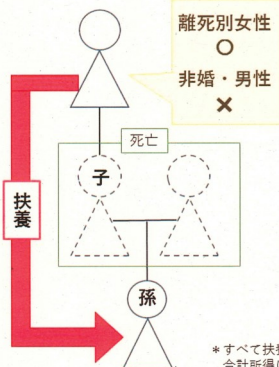
ひとり親控除の創設は、養育費の不払い問題に対しても有効だと思います。質問後には税理士さんから資料を求められるなど、国会論戦が大きな役割を果たしています。

寡婦控除 (27万円) が適用になるケース

【事例4】 離死別の女性が妹夫婦の子を扶養



【事例5】 離死別の祖母が孫を扶養



*すべて扶養親族の合計所得は48万以下

寡婦(夫)控除制度の改正

新制度(ゴシックが改正部分)

(単位: 円)

所得	扶養親族		死別*	離別*	非婚(未婚)*
	子	子以外	35万(30万)		
500万以下	子	寡婦	35万(30万)		
	子以外	寡婦	27万(26万)		—
	子以外	寡夫	—		—
	なし	寡婦	27万(26万)	—	
500万超	すべて		—		

*住民票で事実婚の明記がされている場合は対象外。

(注)表中の数字は所得税、()内は住民税。子は総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。